答弁書第四号

内閣参質八五第四号

昭和五十三年十月二十七日

内閣総理大臣　福　田　赳　夫

参　議　院　議　長　安　井　　謙　殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄戦被災者への補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄戦被災者への補償に関する質問に対する答弁書

一について

戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護の措置は、軍人軍属等国と使用関係のあつた者又はそれに準ずる者に対し、国が使用者としての立場から行つているものである。

このような事情にない一般の沖縄戦被災者及びその遺族については、同法による援護の対象とすることは考えていない。

二について

一般の沖縄戦被災者及びその遺族で生活上の援助を必要とする者については、一般の社会保障施策の充実により対処していくことが適当であると考えている。